

## 第7期第1回

# 札幌市福祉のまちづくり推進会議

## 議 事 録

日 時：平成23年12月16日（金）14時開会  
場 所：札幌市役所本庁舎 6階 1号会議室

札幌市保健福祉局保健福祉部高齢福祉課

## 1. 開 会

事務局（東館高齢福祉課長）

それでは、定刻を若干過ぎましたけれども、ただいまから第7期第1回札幌市福祉のまちづくり推進会議を開催したいと思います。

本日は、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。私は、保健福祉部高齢福祉課長の東館と申します。この事務局を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、開催に当たりまして、保健福祉部長の堀澤から、一言、ごあいさつを申し上げます。

堀澤保健福祉部長 保健福祉部長の堀澤でございます。

第7期第1回札幌市福祉のまちづくり推進会議の開催に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

本日は、お忙しい中を札幌市福祉のまちづくり推進会議にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

皆様方におかれましては、快く当推進会議委員にお引き受けいただきまして、お礼を申し上げます。

札幌市では、すべての市民の方が安心して快適に生活できるまちづくりを目指しまして、平成10年に札幌市福祉のまちづくり条例を制定いたしました。当推進会議は、この条例の中に規定される組織でありまして、市民の皆様、事業者の皆様と札幌市が協力して福祉のまちづくりを推進していくためのかなめの組織でございます。第1期の会議が平成11年に発足いたしましたので、ことしで12年が経過したことになりますが、これまで札幌市のバリアフリー施策を進めるに当たりまして、大きく貢献していただいたところでございます。

現在、我が国におきましては、他の先進国にも例を見ない急速なスピードで高齢化が進んでおり、札幌市におきまして、ことしの10月1日現在、65歳以上の高齢化率は20.7%と市民の5人に1人が高齢者になっております。また、身体障害者手帳をお持ちの方は、平成22年度末で約8万3,700人です。療育手帳をお持ちの方は、約1万2,900人です。精神障害者手帳をお持ちの方は、約1万6,100人と年々増加しておりまして、同時に、障がいをお持ちの方の高齢化も懸念されるところでございます。

こうした状況の中で、高齢の方、障がいをお持ちの方などはもちろんでございますが、すべての市民が安心して快適に暮らし、自分の意思で自由に行動し、あらゆる社会活動に参加できる環境を整備すること、すなわち福祉のまちづくりの推進が今後ますます重要とされるところでございます。

本日の会議におきましては、前期の第6期推進会議で審議された内容などを踏まえまして、今期の推進会議の方向性などを議論していただきたいと考えております。委員の皆様方には、さまざまな視点からご意見をちょうだいいただきまして、福祉のまちづくりを推進していきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（東館高齢福祉課長）

それでは、改めまして、事務局職員を紹介させていただきます。

この推進会議の事務局長は、ただいまごあいさつを申し上げました保健福祉部長の堀澤が務めさせていただきます。

また、私は高齢福祉課長の東館です。

それから、堀澤の右隣におります福祉のまちづくり担当係長の木原でございます。

それから、私の左隣は職員の千葉でございます。

以上の4名で事務局を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の委員の皆様の出席の状況等をご報告いたします。

本日は、齋藤委員、日野委員についてはご欠席というご予定になっております。したがって、当会議の委員定数23名中、出席いただいている21名の皆様に審議をいただくこととなります。

これは、福祉のまちづくり条例施行規則第14条第3項に基づく会議の定足数は過半数の委員を定足数としておりますので、23名中21名ご出席ということで、これを満たしていることをこの場でご報告させていただきます。

続きまして、冒頭申し上げましたとおり、第7期の初めての会議でございますので、恐れ入りますが、ここで委員の皆様それぞれ簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

恐れ入りますが、お席の順で、浅香委員から時計回りにお一言ずつ自己紹介をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

浅香委員

おくれて申しわけございませんでした。

札幌市身体障害者福祉協会の浅香です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

遠藤委員

今回、公募ということで応募させていただきました遠藤美千代と申します。

仕事は、認知症型デイサービスで生活相談員をしております。よろしくお願いいたします。

大垣委員

藤女子大学の藤大垣です。どうぞよろしくお願いいたします。

岸委員

北海道大学の岸と申します。

交通計画と都市計画を専門としています。よろしくお願いいたします。

木下委員

札幌市肢体障害者協会、ここには理事と書いていますけれども、今回は監事です。木下祥子と申します。

車いすという立場もあって、福祉のまちづくりには興味があって、前期に続いて肢体障害者協会から推薦されて委員を務めております。どうぞよろしくお願いいたします。

工藤委員

札幌テレビ放送OBの工藤浩と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

現職時代は、アナウンサー、朝の番組の「ズームイン！！朝！」という朝番組のディレクターとプロデューサーを担当してきました。それから、一応、報道のデスクも6年やってきて、今回、私も年をかなりとりまして、すばらしいバリアフリー社会を目指して頑張りたいと思い、公募させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

佐藤委員

札幌高齢・退職者団体連合の会長をしている佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

澤田委員

札幌市視覚障害者福祉協会の会長をしております澤田と言います。どうぞよろしくお願いいたします。

塩野谷委員

初めまして。私は、今回、公募しました塩野谷勝子と申します。

私は、この公募に当たりましては、公務員を定年退職しましてもう既に5年になります。実際に、私は仕事を持ちながら、公務員サイドからではなく、今度は一般の公共施設をどのように使っているのだろうという住民の立場から物を見ていきたいと思いました。公務員時代は、公共施設をつくる方ということで、事務サイドで仕事をしておりましたが、実際につくった施設をどのように活用しているのかという疑問がいつもあったのです。それで、実際に公務員を退職して一市民として、せっかくなつく公共施設を本当に100%活用しているのかどうか。では、活用していないのならなぜだろうということで掘り下げながら、自分の意見を反映できればいいなと思ひまして、今回、公募しました。力不足ですが、精いっぱい頑張りたいと思いますので、2年間、よろしくお願いいたします。

柴山委員

北海道建築士会札幌支部で総務委員をやっております柴山と申します。よろしくお願いいたします。

建築士という立場から、建物をどのようにつくっていくかという中で、福祉のまちづくりということは考えていかなければならないテーマなので、参加させていただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

鈴木（修）委員

私は、鈴木と申します。

私も、公募でこちらの方に来ることになりました。

私は、8年前に脳内出血を患い、左側が不自由でありあります。障がい者ということで、いろいろ考えることもありますので、それが少しでも反映できればいいなと考えて応募しました。2年間、どうぞよろしくお願いいたします。

鈴木（克）委員

北星学園大学の鈴木と申します。

学会では、日本福祉のまちづくり学会で活動しておりまして、そういった見地から少しでもお役に立てればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

高津委員

知的障がいの子どもの親を中心に構成しています札幌市手をつなぐ育成会の高津潤子と申します。よろしく願いします。

竹川委員

初めまして。私も公募で選ばれました竹川と申します。

私は、なかなか就職ができなくて、今回公募したわけは、かつてパソコンのボランティアの補助をやったことがあります。主に障がい者の方の施設だったのですが、市からの援助が足りないため、NPO法人をつくったにもかかわらず、どうしてもやめざるを得ないということがありました。そのようなことから、公募してみようかと思って公募させていただきました。

また、今、臨時職員として、図書館協議会にも委嘱されております。

せっかくこういうところに選ばれましたので、この場で宣言させていただきますが、ここと関係のある福祉住環境のコーディネーターの試験をできたら期間中にぜひ合格したいと思っていますので、よろしく願いいたします。

堤委員

札幌市老人クラブ連合会会長の堤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

照井委員

札幌ハイヤー協会の照井と申します。引き続き、よろしくお願い申し上げます。

中ノ殿委員

こんにちは。私は、札幌ホテル旅館協同組合の理事をさせていただいております中ノ殿恭子と申します。

私は、大通公園西7丁目のところでホテルを運営させていただいているのですが、公共の立場ということでお勉強させていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

松川委員

札幌学院大学の松川と言います。

大学では、マイナーな学問ですが、障害学と障害者福祉論を担当しております。どうぞよろしく願いいたします。

宮川委員

社会福祉協議会の宮川と言います。おくれてきて申しわけございません。

実は、私は、平成18年から平成19年にかけて、ここの事務局の立場でありまして、何人かの委員の方々にはお世話になりました。今度は、全市の福祉関連から何かお役に立てればと思っています。よろしくお願い申し上げます。

村上委員

札幌市精神障害者家族連合会の副会長をやっております村上です。よろしくお願いいたします

ます。

森岡委員

私は、札幌市ボランティア連絡協議会の理事を務めさせていただいております森岡でございます。

それから、大きく現実にボランティアをやっておりますので、身体障がい者とか、目の見えない方とか、いろいろありますね。それから、高齢者の時代です。今、資料を見ましたら、車いすもそうですけれども、いろいろなボランティアをやりながら、自分で動けるようにという勉強をしております。車いすの人が歩けるようになるのです。そういう現実の場でやっておりますので、こうやっていろいろ研究で施設を見せていただいたり、専ら現実のところ勉強させていただいております。今回は、初めて参加させていただきまして、また一步、大きな視野が広がると思って、勉強させていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局（東館高齢福祉課長）

皆様、どうもありがとうございました。

では、続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

事務局（木原福祉のまちづくり担当係長）

福祉のまちづくり担当係長の木原でございます。よろしく願いいたします。

お手元にお配りした資料の確認をさせていただきます。座ったままで失礼させていただきます。

まず、第7期第1回福祉まちづくり推進会議とあります本日の会議次第、第7期福祉のまちづくり推進会議委員名簿と座席表がございますので、ご確認ください。

次に、資料でございますが、説明資料の（1）から（3）は通しのページをつけております。説明資料（1）は、福祉のまちづくり関係法令・条例等の制定経過と内容でございます。1ページから3ページまでとなっております。説明資料（2）は、福祉のまちづくり推進会議の審議内容で、第1～6期福祉のまちづくり推進会議の審議内容、第6期福祉のまちづくり推進会議の審議内容でございます。4ページから7ページまでとなっております。説明資料（3）は、今後の推進会議の検討事項と専門部会の設置（案）で、8ページと9ページとなっております。説明資料（3）には、さらに添付資料として、「公共的施設に危険な箇所はありませんか」というピンク色のリーフレットと、「バリアフリー大研究」というパンフレットをつけております。

また、説明には使用いたしません。参考資料として、札幌市福祉のまちづくり条例と札幌市福祉のまちづくり条例施行規則を添付しております。

不足している資料はございませんでしょうか。

資料確認については以上です。

事務局（東館高齢福祉課長） 資料についてはよろしかったでしょうか。

## 2. 議 事

事務局（東館高齢福祉課長）

では、本日は、第7期の最初の会議でございまして、会長及び副会長がまだ決まっておりません。本日の議題の1番目が、会長、副会長の選出となります。そこで、会長、副会長が選出されるまでの間、事務局長の堀澤がかわって議長を務めさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

事務局（東館高齢福祉課長）

ありがとうございます。

堀澤議長

それでは、しばらくの間議事を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。まず最初の議題としまして、札幌市福祉のまちづくり条例施行規則第12条に基づきまして、委員の互選によりまして会長及び副会長を選出したいと思っております。

最初に、会長についてどなたか立候補またはご推薦の方はいらっしゃいますでしょうか。

松川委員

松川です。では、推薦させていただきたいと思っております。

第6期の会長も務められまして、また、これまでの経緯もよくご存じの大垣委員にぜひお願いしたいと思っております。

堀澤議長

ただいま、松川委員から、会長に大垣委員を推薦するという意見がございました。ほかにご意見はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

堀澤議長

なければ、会長を大垣委員にお願いすることにご承認される方は拍手をお願いいたします。

（「異議なし」と発言する者あり）（拍手）

堀澤議長

ありがとうございます。

続きまして、副会長の選任に入りますが、立候補またはご推薦の方はいらっしゃいますでしょうか。

大垣委員

大垣の方から推薦させていただきたいと思っております。

前期も副会長を務めていただいた身体障害者福祉協会の会長であられる浅香委員にお願いしたいと思っております。

堀澤議長

ただいま、大垣委員から、副会長に浅香委員を推薦するという意見がございました。ほかにご意見はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

堀澤議長

なければ、副会長を浅香委員にお願いすることを承認される方は拍手をお願いいたします。

(「異議なし」と発言する者あり)(拍手)

堀澤議長

ありがとうございます。

それでは、お手数ですが、大垣委員、浅香委員は席の移動を願います。

〔会長、副会長は所定の席に着く〕

堀澤議長

それでは、会長、副会長には、一言、ごあいさつをいただきまして、以後の会議の進行についてよろしくお願いいたします。

大垣会長

ただいまご推薦をいただきました藤女子大学の皆様でございます。

先ほど言い忘れましたが、私の専門は、もともとは建築工学でありまして、現在やっておりますのは住環境計画、特に高齢者の住環境をどうするかというテーマと、もう一つは、まちづくりに関してやっております。そういう観点から、この協議会に関与できればと思っています。どうぞよろしく申し上げます。

第6期も会長をやらせていただいたのですが、第6期は非常に精力的な議論をしていただきまして、後で具体的な説明があるかと思えますけれども、二つのシステムを立ち上げて、それを実行してチェックする作業に取り組んできたわけでありまして。この第7期も、それらをより展開するといえますか、精度を上げながら成果を上げていくこと、あるいは、新しい課題もあると思えますけれども、委員の皆様方の積極的な、あるいは建設的なご意見をちょうだいしながら、実り多い会議にしたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

浅香副会長

私も、大垣会長の下で2期目を務めさせていただくことになりました。

私のところは障がい当事者団体ですので、どちらかという副会長になるより一委員でいろいろ物を言わせていただいた方がいいのですが、副会長職ですので、大垣会長の足を引っ張らない程度に、これからも、苦言ではないのかもしれませんが、意見を述べさせていただきたいと思えますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思えます。

大垣会長

それでは、私の方で進めさせていただきたいと思えます。

最初に、議題(2)と(3)に当たるのですが、今回、23名の委員の中で9名の方が新しく参加されておりますので、オリエンテーションといえますか、これまでの札幌市の福祉に関します条例の件、あるいは、この協議会でこれまで取り組んできました内容について事務局の方から説明をお願いしたいと思えます。

事務局(木原福祉のまちづくり担当係長)

資料(1)から(3)にかけて、事務局からの説明をさせていただきます。

第6期の最新の全体会議で事前のオリエンテーションを十分にという意見をいただいております。



りますので、福祉のまちづくり関係法令、条例等の制定計画の内容、福祉のまちづくり推進会議の審議内容についてご説明いたします。

また、特に、初めて委員になられた皆様には、本日以降、いつでも結構ですので、福祉のまちづくりについてより詳しい説明や資料が必要な場合は、いつでも事務局にご連絡くださいますようお願いいたします。

また、前回に引き続きの委員、バリアフリーについて既に十分な知識がございます委員の皆様におかれましては、少し長くなりますが、よろしくをお願いいたします。

まず、福祉のまちづくり関係法令、条例等の制定経過と内容について説明させていただきます。

資料は、資料(1)の1ページから3ページになります。

この資料では、国の法令、道、市の条例制定と基本構想策定の経過を時系列で整理いたしましたので、法令・条例等の目的とその主な内容について説明してまいります。また、制定、策定の主体につきましては、制定年月の後ろに網かけで、それぞれ国、道、市と記載しております。

まず、札幌市では、昭和50年に身体障害者福祉モデル都市の指定を受け、以来、ノーマライゼーションの実現に向けて社会参加促進のための各種施策、環境整備を推進してきましたが、昭和56年1月、札幌市福祉の街づくり環境整備要綱を制定して、市民が利用する施設の整備方針を示し、公共建築物の整備や道路、交差点の点字ブロックの敷設、公園の身体障がい者用トイレの設置、公共輸送機関の環境整備等の改善に努め、平成5年の改正を経ながら、高齢者や障がい者の社会参加を促進するための成果を上げてきました。

その後、本格的な高齢社会の到来を迎えて、高齢者や障がい者等の自立と積極的な社会参加を促すために、国では、平成6年6月、ハートビル法を制定しました。高齢者、身体障がい者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律というものが正式の名称になります。この法律は、特定建築物、これは病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店などの不特定かつ多数の者が利用する建築物のことを言いますが、この特定建築物において高齢者や身体障がい者等が円滑に利用できるような整備を促進することを目的としておりまして、その中で、特定建築物を建築する際にはバリアフリー対応のハートビルにする責務があると規定されております。また、最低限のバリアフリー化の基準である利用円滑化基準と望ましいレベルを示す利用円滑化誘導基準を定めておりまして、利用円滑化誘導基準に適合した建築物の建築主は、所管行政庁の認定を受けることができ、認定を受けた場合、容積率の特例や税制措置などのメリットを受けることができるというものです。その後、ハートビル法は、平成14年に改正され、平成18年のバリアフリー新法の施行に伴い、廃止されました。

北海道では、ハートビル法などが制定される状況の中で、福祉のまちづくりを総合的に推進するため、平成9年10月、北海道福祉のまちづくり条例を制定しました。この条例は、平成15年8月に改正されています。北海道福祉のまちづくり条例と札幌市福祉のまちづくり条例の関係につきましては、施設整備基準につきましてはほぼ同じ内容になっているよう

でございます。また、道の条例の条文の中で、道条例と同程度の効果が期待できる場合には、市町村の区域内における公共的施設の措置については適用除外するとしております。ですので、主に施設整備基準につきましては、札幌市内では札幌市の条例が優先されることとなります。

札幌市においても、国のハートビル法、道の北海道福祉のまちづくり条例などバリアフリー化のための法整備も進んでくる中、ソフト面の施策も視野に入れた独自の福祉のまちづくりを、市、事業者、市民が協力連携して総合的に進める必要性もあり、平成10年12月、札幌市福祉のまちづくり条例を制定しました。この条例は、障がいのある方や高齢の方を含め、すべての市民が安心して快適に暮らし、みずからの意思で自由に行動し、あらゆる社会活動に参加できる福祉のまちづくりを推進し、すべての人に優しいまちにすることを目的としております。条例では、市、事業者、市民の役割と相互の協力と連携や福祉のまちづくりのための基本的施策を定めています。この福祉のまちづくり推進会議についても、この条例で定めているものです。

また、ハード面の具体的な施策として、公共的施設等の環境の整備がありますが、条例では、多数の人が利用する公共的施設、建築物、道路、公園、路外駐車場については、障がいのある方や高齢の方が利用しやすくするための整備基準を定めており、公共的施設の新設等には市の事前協議が必要とされています。市では、整備基準に満たない場合は、助言、指導を行い、整備基準に適合する場合は適合証を、さらに一定の要件を満たす建築物には特定適合施設表示板を交付しています。

なお、条例は、平成11年6月に施行、公共施設の整備基準は平成12年4月に施行されておられます。また、その後、平成17年12月に改正を行っています。改正の主な内容としては、一つ目には、近年、必要が高まってきたオストメイト対応トイレの設置や乳児用ベッドを整備基準に追加したこと、二つ目には、階段、傾斜路への点字ブロックをすべての施設から不特定多数の人が利用する部分、主に視覚障がい者が利用する部分にのみ敷設することにしたことなど、利用実態に合った整備基準に整理したもので、結果として、来客の予想されない事務所、老人ホームには原則的に敷設の必要がなくなりました。三つ目として、利用円滑化経路に着目した整備基準を追加するなどハートビル法等の関係法令との整合性をとるなどのための整理を行ったものです。

この条例は、当課が所管しておりますが、この条例に基づく整備基準の実際の運用につきましては、都市局建築指導部が民間の公共施設の新設等の事前協議を受けており、適合証や表示板も建築指導部で交付しております。

参考資料として、福祉のまちづくり条例と施行規則を添付しておりますので、お時間があるときにでも目を通していただきたいと思います。

なお、施設整備基準につきましては、主に建築関係者向けに、札幌市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルという冊子を本庁2階の市政情報センターで1,600円で頒布しております。また、札幌市のホームページの福祉のまちづくりのページには、条例など福祉のまちづくりに関する施策内容がほとんど掲載されております。

次に、平成12年5月、国は交通バリアフリー法、正式には高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律を制定しました。この法律は、高齢者や身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進により、公共の福祉の増進を図ることを目的としています。平成6年に施行されたハートビル法が建築物のバリアフリーの促進を目的としているのに対し、この交通バリアフリー法は、公共交通機関及び移動経路のバリアフリーの促進を目的としている法律です。この法律は、重点整備地区という1日当たりの平均利用者数が5,000人以上の駅等の特定旅客施設の移動が通常は徒歩で行われ、かつ、高齢者、身体障がい者等が日常生活等で利用する官公署、福祉施設、その他の施設を含む地区を重点整備地区と言うのですけれども、この重点整備地区において、市町村が定める基本構想に基づいて旅客施設、道路等のバリアフリー化を推進するものです。また、公共交通事業者、道路管理者等の各施設管理者は、市町村の基本構想に沿った特定事業計画を作成し、バリアフリー化を行っていく必要があると定めています。

なお、この交通バリアフリー法は、平成18年のバリアフリー新法の施行に伴い廃止されております。

次に、平成15年4月、札幌市では、前述の交通バリアフリー法の施行に伴い、公共交通を中心としたバリアフリー化をさらに促進することを目的として、札幌市交通バリアフリー基本構想を策定しました。策定に当たっては、学識経験者、交通事業者、高齢者団体、身体障がい者団体等で構成される札幌市交通バリアフリー基本構想策定協議会における意見を聞いて策定を行いました。また、基本構想では、札幌市内のJR及び地下鉄の72駅から都心地区、副都心地区、麻生地区の3地区を重点整備地区として選定し、移動円滑化整備基本方針を定めました。移動円滑化整備基本方針とは、目標年次を平成22年度と設定した上で、特定旅客施設から主要施設まで安全で快適な連続した歩行者ネットワークの形成、特定旅客施設内における適切な移動円滑化の推進、地域住民、施設利用者を含めた市民と行政の協働の方針から成り、その方針に基づいて整備を進めるというものです。

札幌市では、平成16年、基本構想の実現に向けて公共交通事業者、道路管理者、公安委員会などの各事業者が作成した特定事業計画を、札幌市交通バリアフリー特定事業計画として集約し、計画に基づきバリアフリー化を進めました。

一方、国では、平成18年6月にバリアフリー新法、正式には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律を制定しました。ハートビル法で建築物のバリアフリー化、交通バリアフリー法で公共交通機関及び移動経路のバリアフリー化を進めていましたが、その対象範囲は限定されておりました。そこで、二つの法律を統合して移動における連続的なバリアフリー化を促進するとともに、高齢者、障がい者などの移動や施設利用の利便性や安全の向上を促進し、バリアフリー施策を総合的に展開することを目的として、このバリアフリー新法が制定されたものです。

バリアフリー新法と以前のハートビル法、交通バリアフリー法等を比較しての変更点は、身体障がい者のみならず、知的、精神、発達障がい者などすべての障がい者が対象になったこと、これまでの建築物、公共交通機関及び道路に路外駐車場、都市公園、福祉タクシーを

追加したことなど、対象者と対象施設の拡充のほか対象エリアを旅客施設を含まない地域にまで拡充した点です。また、基本構想を策定する際に、当事者参加を促すため、協議会制度を法律に位置づけたこと、さらには、関係者が協力してバリアフリー施策の持続的、段階的な発展を目指すスパイラルアップの考え方を導入したり、国民一人一人が高齢者や障がい者が感じている困難をみずからの問題として認識する心のバリアフリーを促進するとしています。具体的には、高齢者や障がい者などの自立した日常生活や社会生活を確保するため、旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物のバリアフリー化基準、移動等円滑化基準への適合を求めるとともに、駅を中心とした地区や高齢者や障がい者などが利用する施設が集中する地区、重点整備地区において住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進める措置を定めています。

次に、平成21年3月、札幌市では前述のバリアフリー新法の施行に伴い、重点整備地区の拡充とバリアフリー化の対象施設の拡大を図り、重点的かつ一体的にハード、ソフトの両面から市民の生活環境のバリアフリー化を着実に推進することを目的として、新・札幌市バリアフリー基本構想を策定しました。新・基本構想の策定に当たっては、第5期の福祉のまちづくり推進会議の専門部会として、第2次札幌市バリアフリー基本構想検討部会を設置し、策定までの検討を行いました。また、新・基本構想では、市内53地区を重点整備地区として選定し、バリアフリー化の基本方針を定めています。重点整備地区とは、第4次札幌市長期総合計画において広域交流拠点、地域中心核及び1日の乗降客数が5,000人以上のJR、地下鉄駅を中心としたおおむね半径500メートル、あるいは1キロメートル四方の徒歩圏について、生活関連施設の立地状況を踏まえて定めた地区のことを言います。平成22年、札幌市では、新基本構想の実現に向けて、各施設管理者が策定した特定事業計画を新・札幌市バリアフリー特定事業計画として集約するとともに、53地区の中で20地区を優先度の高い地区として設定しました。現在、札幌市では、整備に当たっては、施設の利用状況、耐用年数、他施設の管理者の整備状況などに加え、重点整備地区間の優先順位も考慮した上で、計画に基づきバリアフリー化を進めているところです。

なお、バリアフリー新法は、国土交通省、札幌市の新・基本構想は市民まちづくり局総合交通計画部が所管しております。

平成23年3月、主務大臣が策定するとされているバリアフリー新法基本方針の全部の改正がされ、平成18年制定当時の目標年次であった平成22年末の目標を新たに平成32年度末に設定し直されたことから、今後、総合交通計画部において札幌市の新・基本構想の見直しが予想されます。現在、この推進会議は第7期が始まったばかりですが、第5期の部会において検討されたと同様に、平成25年からの第8期推進会議に専門部会を設けて検討が行われることと思います。

福祉のまちづくり関係法令・条例等の制定経過と内容については以上です。

次に、第1期から第6期までの福祉のまちづくり推進会議の審議内容について説明いたします。

資料は、資料(2) - 、ページは4ページから5ページとなります。

札幌市は、平成10年12月に福祉のまちづくり条例を制定いたしまして、平成11年度6月から施行しておりますが、条例の第29条に規定されている福祉のまちづくり推進会議は、平成11年9月に発足したものです。当推進会議は、福祉のまちづくりの推進に関する重要事項を調査審議するため設置するものとされておりまして、任期は2年で、現在までに第1期から第6期までを設置したところ です。

まず、第1期の推進会議ですが、平成11年9月に設置いたしました。条例の第7条に、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる指針として、推進指針を策定することとされていることから、第1期の推進会議では、札幌市福祉のまちづくり推進指針検討部会という専門部会を設置して、平成12年12月の札幌市福祉のまちづくり推進指針策定までの検討を行いました。札幌市福祉のまちづくり推進指針は、札幌市が目指すまちづくりのイメージや実現するための課題、行動目標、取り組みを示すとともに、市民、事業者、行政の役割を整理しており、いわばソフト面に重点が置かれた内容となっております。この指針の内容と検討経過につきましては、詳細がホームページに掲載されておりますので、時間がございましたらご一読していただければと思います。

第2期の推進会議では、福祉のまちづくり賞選考部会と施設の整備事例集検討部会の二つの専門部会を設置しております。福祉のまちづくり賞選考部会では、平成13年、14年に福祉のまちづくり賞の選定と表彰を行いました。

なお、現在、札幌市が主体となった表彰は実施しておりません。これは、北海道が実施している福祉のまちづくりコンクールが平成15年度から内容を変更し、札幌市の福祉のまちづくり賞と重複することになったため、以後、札幌市は北海道の福祉のまちづくりコンクールの後援をしております。

また、施設整備事例集検討部会では、平成14年4月の施設整備事例集発刊までの検討を行いました。この事例集には、整備基準施行後の2年間に条例に基づき適合証もしくは特定適合施設表示板の交付を受けた施設の中から、優良整備施設を掲載しております。この事例集の内容についても、詳細がホームページに掲載されております。

次に、第3期の推進会議では、福祉のまちづくり条例改正検討部会という専門部会を設置し、平成17年12月の条例改正までの検討を行いました。改正の内容については、先ほどの議題(1)の関係法令・条例等の制定経過の内容で説明したので、ここでは割愛させていただきます。

第4期の推進会議では、バリアフリー情報検討部会、心のバリアフリー部会、冬のバリアフリー部会の三つの専門部会を設置しております。バリアフリー情報検討部会では、平成19年4月の「さっぽろお出かけバリアフリーガイド」、心のバリアフリー部会では、平成19年4月の子ども向け教材の「バリアフリー大研究」、冬のバリアフリー部会では、平成19年3月の「冬期の生活に関する意識調査結果報告書」をそれぞれ策定、発行までの検討を行いました。

第5期の推進会議では、第2次札幌市交通バリアフリー基本構想検討部会、優しさと思いやりのバリアフリー検討部会の二つの専門部会を設置しております。第2次札幌市交通バリア

アフリー基本構想検討部会では、平成21年3月の新・札幌市交通バリアフリー基本構想の策定までの検討を行いました。優しさと思いやりのバリアフリー検討部会では、第5期、第6期の2期にわたって、従来の数値化したバリアフリー基準のみに頼るのではなく、優しさと思いやりの視点に立ち、人の目や感覚に基づく新たな取り組みを検討してきました。第5期では、一たん、平成21年8月に「優しさと思いやりのバリアフリーについて」という報告書を作成しています。

第6期の推進会議では、第5期に引き続き、優しさと思いやりのバリアフリー部会を設け、平成22年9月の優しさと思いやりのバリアフリーに関する要綱、公共的施設のバリアフリーチェックシステム実施要領、危険施設等通報システム運営要領の制定と優しさと思いやりのバリアフリーシステムの運用開始までの検討を行っております。また、部会委員が平成22年度と平成23年度の公共施設のバリアフリーチェックを視察し、部会と推進会議でその検証も行いました。

なお、優しさと思いやりのバリアフリーにつきましても、議題(3)の今後の推進会議の検討事項と専門部会の設置の中でご説明いたします。

第1期から第6期までの推進会議の主な審議内容については以上です。

第6期の推進会議の内容について、詳細にご説明いたします。

任期は、平成21年9月1日から平成23年8月31日でございます。

第6期推進会議の審議内容については、全体会議、専門部会については、開催された会議ごとの議題とその内容について、また、部会委員が視察したバリアフリーチェックについて、その内容を記載しておりますので、順番に説明させていただきます。

資料は、資料(2) - 、6ページから7ページになります。

まず、平成21年12月1日には、第1回福祉のまちづくり推進会議、いわゆる全体会議が開催されまして、議題は(1)会長、副会長選出、(2)今後の推進会議の検討事項及び専門部会の設置についてでした。

平成22年6月18日には、第1回優しさと思いやりのバリアフリー部会が開催されまして、議題は(1)部会長、副部会長選出、(2)部会の名称、(3)優しさと思いやりのバリアフリーの仕組みについて、(4)公共的施設のバリアフリーチェックシステム実施要領の規定に基づく推進会議が定める事項についてでした。議題(3)と(4)では、第5期からこの部会を中心に検討されてきた優しさと思いやりのバリアフリーについて全体会議より前に、まず、専門部会において説明を行ったものです。

平成22年7月26日は、第2回福祉のまちづくり推進会議が開催されまして、議題は(1)優しさと思いやりのバリアフリーに関する新たなシステムの導入について、(2)新・札幌市バリアフリー特定事業計画についてでした。議題(1)で、優しさと思いやりのバリアフリーの新システムの関係要綱、要領が承認され、9月からのシステム開始となりました。議題(2)の新・札幌市バリアフリー特定事業計画とは、資料(1)で説明しておりますが、国のバリアフリー新法を受けて平成21年3月に策定された市の新・札幌市バリアフリー基本構想を実現するために、平成22年6月に札幌市が各施設管理者が策定したそれぞれの特

定事業計画を取りまとめたものですが、担当課であります市民まちづくり局総合交通計画部がその説明を全体会議で行ったものです。

平成23年1月11日には、平成22年9月から開始された優しさと思いやりのバリアフリーの新システムの一つの平成22年度のバリアフリーチェックが、JR白石駅前広場連絡歩道で行われ、部会委員5名が視察しました。

平成23年2月2日は、第2回優しさと思いやりのバリアフリー部会が開催されまして、議題(1)はバリアフリーチェックの実施状況について、(2)は危険施設等の通報状況及び危険施設等審査委員会の報告についてでした。議題(1)では1月11日のバリアフリーチェックの報告と検証、議題(2)では平成22年9月から開始された優しさと思いやりのバリアフリーの新システムのもう一つである危険施設等通報システムについての報告でした。

平成23年3月2日は、第3回福祉のまちづくり推進会議が開催されまして、議題は(1)優しさと思いやりのバリアフリーと、(2)新・札幌市バリアフリー基本構想の見直しについてでした。議題(1)では、バリアフリーチェックと危険施設等の通報についての2月2日の部会での審議内容の報告、議題(2)では、担当課であります市民まちづくり局総合交通計画部が今後の見通しについての説明を全体会議で行ったものです。

平成23年7月7日には、平成23年度バリアフリーチェックが狸小路で行われ、その後、本庁会議室に移動し、発寒稲荷線も含めて意見を整理しました。部会委員3名が視察しております。

平成23年8月2日には、第3回優しさと思いやりのバリアフリー部会が開催されまして、議題は(1)バリアフリーチェックの実施状況について、(2)危険施設等通報システムについてでした。議題(1)では、7月7日のバリアフリーチェックの報告と検証、議題(2)では、平成23年度に入ってから危険施設等通報システムについての報告でした。

平成23年8月22日には、第4回福祉のまちづくり推進会議が開催され、議題は(1)優しさと思いやりのバリアフリー部会からの報告、(2)第6期福祉のまちづくり推進会議の審議経過でした。議題(1)では、8月2日開催の部会での審議内容の報告、議題(2)では、第6期福祉のまちづくり推進会議の審議経過を説明しました。

以上のように、第6期では、福祉のまちづくり推進会議、いわゆる全体会議を1の平成21年12月1日、3の平成22年7月26日、6の平成23年3月2日、9の平成23年8月22日の4回、優しさと思いやりのバリアフリー部会は2の平成22年6月18日、5の平成23年2月2日、8の平成23年8月2日と3回開催いたしました。また、優しさと思いやりのバリアフリーの新システムの一つであります公共的施設のバリアフリーチェックを、4の平成23年1月11日と、7の平成23年7月7日の2回実施いたしまして、部会の委員にも出席をいただいたところです。

第6期福祉のまちづくり推進会議審議内容については以上です。

今後の審議の参考にしていただければと思います。

大垣会長

事務局の方から、福祉のまちづくり関係の法令の制定経過と内容について、それから福祉

のまちづくり推進会議での審議内容につきまして、特に後半の福祉のまちづくり推進会議につきましては、特に第6期についてはかなり具体的に細かく説明をいただきました。これは、以前、最初の会議のときに、この会議の役割がよくわからないと、これまでどういう議論してきたのか、どういう取り組みをこの会議でやってきたのかわからないので、これからどう議論していったらいいかというような意見が出されました。それを踏まえまして、今回はかなり詳しく説明をいただきました。

何となく、どういうふうこれから2年間、この推進会議を進めていくことになるかイメージがついたのではないかと思います、今の報告につきまして何かご意見、ご質問等がございますか。

塩野谷委員

この審議内容は、大まかなことしか載っていないですが、具体的な会議の内容についてはどこを見たらわかりますか。

事務局（木原福祉のまちづくり担当係長）

ホームページに議事録が掲載されていますので、皆さんの発言内容等についてはすべてご覧になることができます。

塩野谷委員

そういうことは、今回は紙にしてくれなかったのですか。

事務局（木原福祉のまちづくり担当係長）

量が多いので今回はしていませんけれども、必要であれば……。

塩野谷委員

実際にホームページをしょっちゅう見ている方についてはわかるのでしょうかけれども、そうでない方はやはり紙で見なければよく理解できないということもあると思います。せっかくこういう会議があるのですから、事前にそういうものを知った上で出たら、本当はもっと中身の濃い会議になるのではないかと思います。

例えば、きょうの報告についても、事前に配付しておくという手法がとられれば、今回の会議の2時間の中でこの報告が約1時間以上もかかっているわけですから、大変貴重な会議を今までのものを生かしながらこれからは結びつけることから考えたら、やはり事前に配付すべきだなと聞きながら思いました。以上です。

大垣会長

非常に貴重なご意見ですので、なるべく事前にいろいろな情報を伝えられるように配慮をお願いしたいと思います。

ほかにご質問、あるいはご意見等はございますでしょうか。

特にございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

大垣会長

それでは、（4）番目の議題に移らせていただきたいと思います。

今後の推進会議の検討事項及び専門部会の設置についてですが、事務局の方から検討事項



についてお願いします。

事務局（木原福祉のまちづくり担当係長）

今後の推進会議の検討事項についてですが、資料（３）の８ページになります。

検討事項は二つございます。

まず、一つ目として、平成２２年度９月に制度が開始いたしました優しさと思いやりのバリアフリーについては、今後も引き続き推進会議の中でその二つのシステム、公共施設のバリアフリーチェックシステムと危険施設等通報システムについての意見をいただきながら、その検証が必要と考えております。

資料の８ページの真ん中に少し小さい字で二つのシステムの概要を記載しておりますので、ご説明いたします。

の公共的施設のバリアフリーチェックシステムは、従来の数値化されたバリアフリー基準のみに頼るのではなく、人の目や感覚に基づく新たな取り組みとして、公共的施設を整備する際、障がいのある方や高齢の方などによるバリアフリーチェックを実施して意見を求めるシステムです。主に２，０００平方メートル以上の公共的建築物の新增改築と道路、公園の整備を対象として、札幌市老人クラブ連合会と札幌市身体障害者福祉協会から推薦されたチェック実施物者が、バリアフリーチェックを行っております。また、福祉のまちづくり推進会議の専門部会委員も視察を行っております。平成２２年度は、施工段階のＪＲ白石駅自由通路、平成２３年度は、設計段階の狸小路１から７丁目と発寒稲荷線の歩道について実施しました。チェック内容は、誘導ブロックの色や位置、点字触地図の案内図の点字の間隔や突起の高さ、階段手すりのアルミ点字板と手すりとの段差、勾配と段差の緩和、排水の位置、自転車通行の表示方法などでした。

の危険施設等通報システムは、保健福祉局に市民からの通報窓口を設け、人の目や感覚により多くの人々が利用する公共的な建築物等における危険な箇所を早期に発見して対策を講じることにより、事故を未然に防ぐシステムです。添付資料１として、「公共的な施設に危険な箇所はありませんか」というリーフレットをつけておりますが、制度開始の際に区役所、関係団体に配付したものです。道路、公園を除く公共的施設の構造、配置及び設備に関し、法令、条例等に規定する整備基準を満たしているか否かにかかわらず、通常、有すべき安全性を欠き、または、それに準ずる状況にあり、施設の利用者等の身体に具体的な危険をもたらす箇所等を危険施設として通報を受けるものです。平成２２年度９月から３月に危険施設として判断されたものは５件、平成２３年度４月から９月の上半期は３件となっております。例として、ススキノラフィラ地下入り口前の階段とガラス壁、狸小路３丁目地下街出入り口の段差、中央図書館外階段などが危険施設とされております。

二つ目は、新しい取り組みとなりますが、一般向けの心のバリアフリーについてパンフレットなどの冊子の作成を検討してはどうかと考えております。第４期推進会議の部会において、平成１９年に「バリアフリー大研究」という子ども向けのパンフレットを作成し、平成２０年度から市内の小学校６年生の教材として作成されております。添付資料２として、そのパンフレットを添付しております。内容は、障がい者や高齢者を理解し支援方法を考える

こととバリアを物理的なバリア、情報のバリア、心のバリア、制度上のバリアの四つに分類してバリアフリーを進めていこうというものです。また、札幌市の福祉のまちづくり条例の第5条には、市民の責務が規定されておりますし、さらに現在、国のバリアフリー新法では、施設の整備とともに、国民の責務として障がい者や高齢者への理解と協力、つまり心のバリアフリーに努めなければならないものとされています。そこで、推進会議の中でさまざまな障がいへの理解と市民の意識の向上に役立つ内容の一般向けの心のバリアフリーの冊子等の作成に向けての検討をしてはどうかと考えております。

今後の検討事項についての事務局の案は以上です。

大垣会長 今、事務局から、今後のこの協議会の検討事項として大きく二つありますけれども、前期に引き続いて優しさと思いやりのバリアフリーの二つのシステムをさらに検証を続けるという課題と、新たに一般向けの心のバリアフリーについてのパンフレットなどの作成を検討したいということです。これは子ども向けですけれども、一般向けを作成したいという旨の検討事項が提示されましたが、この二つのことにつきましてご意見とかご質問はございますでしょうか。

岸委員

(1) 番の検証という意味がよくわからなかったのですが、具体的にどういうことをアウトプットとして考えているのか教えてもらえますか。

事務局(木原福祉のまちづくり担当係長) 今までは、実際にバリアフリーチェックした結果を報告しまして、そのバリアフリーチェックの仕方がこれでいいのかどうかを主に部会にかけて委員に検討していただいたという内容になっています。これが検証という形です。

大垣会長

前回、設計の段階でバリアフリーチェックに行きましたね。それが、実際に建設されるといいますか、施工される段階で検討したことがきちんと対応しているか検証するということですか。

事務局(木原福祉のまちづくり担当係長)

そういう意見を部会でいただきました。

大垣会長

そういうことも含めるという意味ですか。

事務局(木原福祉のまちづくり担当係長)

そうです。

岸委員

二つのシステムの検証と言われると、今までやってきたものの方法がよかったのかどうだったのかを検証することかなと私は受けとめたのですが、そういうわけではないのですか、それも含めてなのですか。

事務局(木原福祉のまちづくり担当係長)

新しいシステムですので、まだやり方が定まっていない部分もたくさんありましたので、部会にかけてこういったやり方がいいのかを皆さんに検証いただいたところです。

岸委員

それを、また引き続きやるということですか。

事務局（木原福祉のまちづくり担当係長）

それも必要だと思います。

岸委員

それから、成果としてはどうなるのですか。一つは、言われたことをちゃんとやっているのかどうかかわったのか、バリアフリーの対象そのものがちゃんとなっているのかという検証なのか、システムの検証なのかということです。

事務局（木原福祉のまちづくり担当係長）

どちらかと言えば、後者になるかと思います。バリアフリーチェックは、実際にそれぞれの団体からチェックの実施者に10名ほど来ていただいて実施をするわけですが、その実施結果について、そのやり方がいいのか、今後、どういう形で実施していったらいいのかを部会で検証していただいたということになっております。

岸委員 では、具体的に言いますと、例えば前回の推進会議で通報件数が少なくなっているのではないかという意見がありましたが、何で少なくなっているのだろうかということシステムの見点から検証することも含まれるのですか。

事務局（木原福祉のまちづくり担当係長）

そうです。

岸委員

わかりました。

大垣会長

よろしいですか。

岸委員

質問に関してはいいです。

大垣会長

ほかにご質問はございますか。

鈴木（克）委員

（2）についてです。以前、子ども向けのパンフレットも作成しまして、今回、一般にということで、非常にすばらしい取り組みだと思います。こちらにバリアフリーについての冊子の作成を検討とあります。確かに、冊子は一つの啓蒙策として非常にすばらしいやり方だと思いますが、部会としては、これは普及啓蒙というソフトの部分も検討いただいて、その中で一つの大きなやり方として冊子の作成の検討も行う形でやられるというふうに、趣旨としては広い視点から考えていく方向になりますので、そのようにされてはいいかと思いました。

事務局（木原福祉のまちづくり担当係長）

今後の部会の方向については、第1回部会の中で最初にお決めいただくことになるかと思っております。

鈴木（克）委員

作成を目的ではなくて……。

事務局（東館高齢福祉課長）

委員がおっしゃられたのは、どういう手法で、どんな切り口で啓蒙、普及していくかによって、つくるものもそれに合ったものにとということです。そこら辺も含めて、また部会の中で皆さんのご意見をいただいきたいと思います。

鈴木（克）委員

作成が目的ではありません。

大垣会長

仮に、こういうものができたとしても、どこかにお蔵入りしていたのでは全く意味がありませんので、これを具体的にどういう形で活用するかも含めて議論していく必要があるかと思います。

検討事項につきまして、ほかにありませんか。

澤田委員

理念的なものになるし、今、鈴木（克）委員が言われたことにも関連するのですが、福祉のまちづくり推進会議の中でずっと使われているバリアフリーという言葉についてです。この資料の中に1カ所ぐらい、ユニバーサルデザインという言葉が出てきたかと思うのですが、理念的に今まであるものがバリアフリーになっていなかった、したがってバリアを取り除いていこうという流れがずっとあったのですが、これからの建築物、あるいはこれからのいろいろな公共施設に関してはバリアをつくらないという考え方ですから、ユニバーサルデザインの観点から理念的に追っていかないと、どうなのでしょう、バリアフリーという定義は新しいものをつくるときもバリアフリー定義という考え方でしょうか。

事務局（木原福祉のまちづくり担当係長） バリアフリーとユニバーサルデザインについてはなかなか難しいところです。ここは、福祉のまちづくり推進会議なものですから、もちろん世の中ではユニバーサルデザインが大きな町づくりのテーマとなってきたのですが、実際の建物とか道路についてはバリアフリーがおくれている部分もあるかと思いません。この福祉のまちづくり推進会議の大きな目的としては、まだ完了していないバリアフリーについては進めていかなければならないという観点から、バリアフリーという言葉を中心に使っているところであります。

澤田委員

では、新たな設計段階からという部分もこの報告の中には出てきています。その設計段階の部分から云々というところについては、ユニバーサルデザインの考え方を少し導入していった方がいいのではないかと思うのです。住環境の専門の委員もたくさんいらっしゃいますので、これから設計をする場合については、当然、そういう理念でいくのだらうと思います。既存のものについてはバリアフリーかもしれませんが、新しいものについては、やはり新しい観点や考え方を導入していった方が福祉のまちづくり推進会議としてもいいのではないかと私は思います。

大垣会長

私も、建築のユニバーサルデザインについて数年前から研究しているのです。そういう意味では、今までのバリアを取り払うというレベルの次の段階に進んでいかなければいけない段階に来ていまして、新しい部分ではユニバーサルデザインはかなり進んできているのです。そういう意味では、これは札幌市の福祉の取り組み全体の位置づけになりますので、今ここでどうというわけではなく、市の方できちんと議論をして位置づけていただかなければいけないと思いますが、ユニバーサルデザインを福祉政策の中でどのように位置づけるかは、市としての位置づけをきちんとされる必要があるのではないかと思います。それによって、今はバリアフリーの部会ということでバリアフリーをずっと前面に出してきておりますが、大きなユニバーサルデザインという概念を使えば、その中にはバリアフリーの概念も当然組み込まれることになりますので、それを含めて、一度、市の福祉部局で議論をしてきちんと位置づけをしていただく必要があると思います。ここで決めるわけにはいかないと思いますので、少し検討をいただきたいと思います。

松川委員

澤田委員のおっしゃったことは非常に大事なことだと思います。やはり、これまでの建物だけではなくていろいろな政策も含めてですが、ある特定の人たちに配慮してきていないつくりになっていたということです。そこをどういうふうに直していくかというところで、今、いろいろ考えられていて、その中の一つとしてバリアフリーができてきたと思います。

大事なことは、これから何かをつくる時もそうだと思うのですが、できるだけ多くの人たちにきちんと配慮したつくりをしていこうということだろうと思います。その中で、それをバリアフリーという概念で言うのか、ユニバーサルデザインという概念で言うのかというのはなかなか難しいところがあると思います。ユニバーサルデザインも、本当にそれがすべての人にとって使いやすいものになるものかどうか、僕自身も余りよくわからないのです。ですから、概念がどうのこうのということに余り突っ込んでいくよりも、現に視覚障がいの人たちや身体障がいの人たちが使いやすいものになっているかをきちんと踏まえてカバーしていくことが大事かなと思いました。

概念の話を持ち出してくると、逆にわからなくなってくるような気がします。

大垣会長

ほかに、今のことに関してご意見はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

大垣会長

特にないようですが、きょう出ました意見を参考にさせていただいて、市の方で少し基本方針を立てていただく必要があると思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、二つの内容ですが、一つは、第6期で展開してまいりました二つのシステムです。公共的施設のバリアフリーチェックシステムと、危険施設等通報システムの問題につきまして、ちょうど2年前ぐらいにその辺の議論をして、昨年、1年ほど前からそれが実際に運用されました。具体的には、まだ始めたばかりで、いろいろな課題もたくさんあります。

もうちょっと検討を深めなければいけない部分もあるものですから、そういう課題をもう少し深めて、さらに精度のいいものに高めていきたいということが1番目の課題だと思います。もう一つは、一般向けの心のバリアフリーについてのパンフレット及びその活用、それから心のバリアフリーを展開していく上でどういう手だてが必要なのかも含めて、少し幅広い中でこの議論をしながら、その成果物としてパンフレットが出てくる可能性もあると思います。それをどう活用するかも含めて検討するというような方向性でこの2年間の議論を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

大垣会長

それでは、そういうことで進めさせていただきたいと思います。

では、それを具体的に展開するために専門部会を設けて議論していきたいと考えますが、その点につきまして事務局の方から報告をお願いいたします。

事務局(木原福祉のまちづくり担当係長)

今後の推進会議の専門部会の設置についてですけれども、資料(3)の9ページになります。

推進会議の今後の検討事項でお話ししましたが、それに沿った二つの部会を考えております。

名称は、いずれも仮称となりますが、第5期、第6期に引き続き、公共的施設のバリアフリーチェックシステムと危険施設等通報システムを検証する優しさと思いやりのバリアフリー部会と、一般向けの心のバリアフリーなどの冊子の作成などを検討する心のバリアフリー部会を考えております。

全体会議は、今までの期と同様に、年一、二回程度を予定しておりますが、詳しい内容を専門部会において議論し、その内容を全体会議に報告していただきたいと考えております。

今後の専門部会の設置についての事務局の案は以上です。

大垣会長

今、説明がありましたように、仮称ですけれども、二つの部会を設けて、先ほどの二つの課題を議論して、部会で議論したものを全体の会議でさらに深めていく形で進めたいということですが、この二つの専門部会を設けることに関しまして、ご質問やご意見はございますでしょうか。

塩野谷委員

この二つの専門部会は、2年間でこのものだけについての議論を展開していくということでしょうか。

大垣会長

基本的にはそういうことだと思います。それと関連する事項が出て議論をすることはあると思いますが、多分、1回目の部会のときに、この2年間で何をどこまでやろうかという議論が始まるのだと思いますが、それを中心に議論します。あれもこれもということはそう何回も会議を開けるわけではありません。

つまり、もっと別のテーマを議論すべきでないかという意味ですか。

塩野谷委員

ほかのテーマを上げてもらえないかということです。それは、どうでしょうか、ここで提案できないですか。

大垣会長

事務局は、その辺のことについて何か意見はありますか。

事務局（木原福祉のまちづくり担当係長）

事務局としては、この二つの案をもって、あとは、委員の方から何か別な新たなテーマがあればと思います。

工藤委員

今回の推進会議の検討事項と専門部会の設置は、皆様方から、これまでの会議を踏まえて、こういう方向づけが一つの候補として出されたわけであって、私は公募で参加させていただいたのですが、現状のバリアフリーの問題点、課題点、最初にどういう問題があるのかとか、最近起きた問題を改めて話し合う場があってもいいと思います。年に何回かしかかない会議ですから、こういう方向性でやるのはいいのですが、今、委員から出たアイデアとしては、もうちょっといろいろな問題点、課題がたくさんあって、いろいろなことを話し合っ、そういう方向性の中でこういったものを生かしていくような場にしたいということではないかと私は思うのです。

私も参加して、例えば視覚障がい者の皆さんの意見とか、もっともっと聞きたい部分はたくさんあるのです。視覚障がい者用の誘導ブロックに自転車が置かれていたり、平気で関係ない方が邪魔してたり、私も、この間、コンビニから出てきたら女の子が乗った自転車に衝突されたのです。コンビニの出入り口から人が出てくるのは当たり前です。ところが、その女の子は、結構なスピードを出して走ってきたわけです。これが、私が例えば障がいを持っていたら大変なけがになるわけです。そういった意味で、私が気をつけないと言ったら、実はその子は謝りもしなかったのですね。その辺の意識改革というか、子どもたちにパンフレットを配って、子どものときからいろいろな形で意識を高めていく必要がすごくあります。

ですから、決して子どもだけではなくて、大人でも意識のレベルが非常に下がっている部分がありますので、もうちょっと全体的に実効性のある話し合いを一方でしつつ、こういったものも中心になって推進していくという2本立ての会議の場にはできないのでしょうか。

大垣会長

私は4期から参加したのですが、かなりフリーにいろいろな意見がわんわん出て全然まとまらなかったのです。私の経験では、4期、5期ぐらいはそうだったと思います。6期の前ぐらいから、何を成果物とするかを市にも言いました。その中で、例えば実際に建てられる公共建築のバリアをできるだけ少なくできるようにチェックできるシステムをつくろうではないか。あるいは、ちょうど地下鉄琴似駅で事故がございましたので、それにあわせて危険箇所がいっぱいあるという意見がいろいろな方から出ていたので、具体的に集約してそれを解決する仕組みをつくろうではないかということで二つの目標を決めて前期は取り組んだの

です。

その辺をはっきりしないと、物すごくいろいろな意見が出てきます。今出された意見は今までも何度も出ています。点字ブロックが自転車で見えなくて使えないとか、マナーが悪いのをどうしたらいいか。だから、その辺をどこに絞るかが物すごく大事な問題ではありますが、いずれにせよ、私の考えでは、その辺の目標をきちんと決めて議論していかないと、年に3回か4回、せいぜい6回か7回の中でどのくらい具体的な成果が得られるのかが疑問です。議論のしっ放しで、次から次にいろいろな議論が出てきて全く収れんしないという経験を私自身は持っております。昨年は初めて、私が担当した部会では、まだ不十分ですけども、具体的な展開が少し出てきたかなと思います。そういうふうに私は理解しているのです。

鈴木（修）委員

私は、今言われた成果を出すことは非常に大事だと思います。成果を出せるような会にすることを目標にするのは必要だと思いますが、最初から二つに的を絞る必要はありますか。要するに、初めて入った者にすると、最初から決まっていることから入るのもいかなものかなと思います。

今、工藤委員が言われたことは、この中で言えば心のバリアフリーに入ると思います。いろいろな皆さんが考えていることがあると思うのですが、この二つに当てはまらないもの、特異な三つ目のものがあったとしてもいいのではないかと思います。それをこの場で決めて三つぐらいにするかということも、時間がかかるかもしれませんが、みんなが納得できるものを決めていくべきではないかと思います。

私は、個人的には、心のバリアフリー部会に入りたいと思っておりますが、今、工藤委員が言われたこともそれに入ると思います。そうでない全くこれに当てはまらない別のものがあれば、それはそれで考えて成果を出していくことを目的にやっていけばよろしいのではないかと考えております。

工藤委員

もう一つ、例えば直近で考えるバリアフリーの現在のいろいろな施設の問題点と解決策を、大きくなり過ぎますが、そういう問題は随時起きてくるわけですね。例えば、新聞などでも琴似のトイレの問題がありましたが、そういうものも当然起きかねないわけで、例えば現状のバリアフリーの中での問題点と解決策みたいなものももう一つ入れていただくと、何となく全体の方向性がしっかり見えてくるのではないかという気もするのです。それをやってしまうと、広がり過ぎですか。

札幌市の中で、いろいろなところいろいろな問題点がありますね。そんな中で、やはり問題になっているような、例えば市民レベルであそこは何とかしてほしいという問題や、市民運動までいかないまでも、そういうものが起きる可能性もあるわけですね。例えば、あそここのところは何とかした方がいいという問題点が出てきたときに、その問題点の整理と解決策的なものを話し合うみたいな、具体性がなくて申しわけないのですが、そういった部分も3番目ぐらいにあると、改めて公募委員になりましていろいろな方からいろいろなことを新たな一つの叫びとして聞かされたときに、これ以外にここにプラスアルファしていただける



と、やりがいがあるなと感じるのですが、それはだめですか。やはり、具体的に絞り込んだ方がいいでしょうか。

鈴木（修）委員

今の話は、1の優しさと思いやりのバリアフリー部会に入るのではないかと思うのです。そういうふうに、この中にある程度振り分けできるのではないかと思います。だから、この中に全く入らないものだけ……。

工藤委員

入る部分もありますね。

鈴木（修）委員

意見のある人がいれば、そういう形で出していただくことはよろしいと思います。確かに、余り広げても、結果が出なかったら問題だと思います。

塩野谷委員

今、工藤委員が言われたように、いろいろな問題が出ると收拾つかなくなるということは確かにあります。しかし、小さなものから問題点をすくわないと、時間はかかるかもしれないけれども、成果に結びついていかないと思います。そういう意味では、まず、身近にどんな問題があるかということをつくることが大事だと思います。

鈴木（修）委員がおっしゃったように、2番目の心のバリアフリー部会に入るのではないかというのであれば、それでもいいのですが、そういうものを念頭に置きながら、ではこの部会はそういう議論まで掘り下げていこうというのであればいいと思います。

竹川委員

今の工藤委員や塩野谷委員の意見を参考にして、一つ思い出したことがあります。先ほども言いましたように、私は、図書館協議会の委員をやっているのですが、以前、本棚の事故があったのを皆さんは覚えていますでしょうか。東区の本屋で本棚が急に倒れてきて、2人くらい犠牲になった事故があったかと思いますが、実は、図書館によっては、本当に本棚が倒れそうで、これでは利用できないなというところもあるのです。例えば、そういうところだと、障がい者に対しても優しくないなという感じを受けています。そういうところも、福祉のまちづくり推進会議と図書館協議会で連携を組みながらやっていただけるとありがたいと思うのです。

私は、そういうことを考えていますので、検討していただくとありがたいと考えております。

工藤委員

今お話になったように、本が倒れて、あれは1人が亡くなって、もう一人の女の子が意識不明……。

竹川委員

亡くなってはいないです。

工藤委員

意識不明の重体ですか。

竹川委員

意識不明の重体のまま過ごしているということです。

工藤委員

悲惨な出来事でしたね。

確かに、会長がおっしゃるように、この中に入れようと思えば入るのかもしれませんが。ただ、そういう話題を提供する場というか、みんなで考える場も一方でしっかりとしていたいただきながら進めていただければいいのかなという気もしてきました。

大垣会長

皆さんの言われる気持ちは非常によくわかるのです。ですから、具体的にどういう形で議論をして、どういうふうに最後は取りまとめていくかということが大事です。議論だけで、結果的に何も出てこなかったというわけにはいきません。これは、1年や2年でできることもあれば、もっと時間がかかることもあります。ただ、今までの経緯を見ると、最初はワークショップみたいなことを、僕もどんな問題があるか出しなさいと議論して、それを幾つかに整理することを、たしか4期目だったと思うのですが、そんな議論がありました。問題点は出て整理はできるのですが、たくさん問題がありますから、それをどういう形でテーマに据えて、その改善にまでつなげていくかというのは、そう簡単な話ではないです。

ですから、書店の書棚が倒れることをこの場のテーマでやるというのであれば、図書館や本屋と連携しながら具体的にどうということもできますが、多分、そういう課題はたくさんあるわけです。それをここでどういうふうに議論しながら展開するかは結構難しい話なので、今、悩んでおります。

鈴木(克)委員

今、いろいろな方からご意見が出て、私個人としては両方のお話がよくわかります。そこで、折衷案というわけではないですが、先ほどもどなたかおっしゃっていましたが、1番目の方は、優しさと思いやりというタイトルがついていますが、どちらかという、ハードにかかわる部分で、どう使いやすくするか、どういうふうにしたらバリアが少なくなってくるのかという視点です。2番目の方は、まさしく心のバリアフリーというソフト面が中心だと思います。

先ほど、岸委員のお話にもございましたように、1番目の方はシステムの検証となっていますし、2番目の方は、冊子の作成で私も意見を申し上げました。少し限定されたような書き方になっていますので、先ほどのいろいろな委員の意見が出てきたと思うのです。この会議の回数も限られていますので、ワークショップをやりますと非常に時間がかかりますし、どこまで收拾がつけられるのかということもあります。その意見のとり方は、例えば委員の方々にアンケートなりを書いていただいて、事務局の方は大変ですが、若干整理していただいて、各部会の方に資料としてつけていただいて、その上で部会を開いて、現在、こういった考えの方がいるとか、こういう問題点が起きていることをうまくしんしゃくしながら、この二つのシステムをうまく運用していったらいいのか、心のバリアフリーでパンフレットを出すわけですが、そういった視点も導入しながらパンフレットを活用していったらいいのか

を検討していくことで、どちらの意見もうまく酌み取れるのかなという気がするのですが、いかがでしょうか。

大垣会長

少なくとも、2番目の心のバリアフリー部会の内容は、むしろ、これからかなり具体的にそれぞれ出して、どういうテーマがあって、どういう課題があって、最終的にそれがパンフレットになるにせよ、心のバリアフリーとしてどういう問題が存在して、そのためにはどういう作業をやってどうしろという議論がないと進まない話です。これは、最初からいろいろな議論を展開しながら収れんしていけると思うのです。

もう一つは、今、鈴木（克）委員がおっしゃったように、第1の方は、もう既に走っているものを検証する、あるいは、もう少し精度を高めるということをして市の福祉部局としてもっと詰めて、あるいは深めてやりたいという趣旨の部会の継続ですね。中身としては、心のバリアフリーに比べるとハードの話で、チェックの話と危険箇所をこれから集約してそれを改善するかということです。

また、改善のシステムの中でも、結局、これからつくるものについては、その中かなり導入していけるのですが、もう既にできているものを、狸小路の段差は民間の施設ですから、お願いはしてもそれを強制することはできないというジレンマがあります。ただ、最初は、民間施設はなかなかすぐには聞いてくれないということがシステムをつくってきちんと提示していく中で、少しずつ検討ベースに乗せてもらえる可能性も出てきました。非常に現実にある問題を解決していく手だてとしては、どこにどんな具体的な問題があるのかを把握することも非常に大事だと思っております。その辺の二つの中で、それぞれの委員がイメージされていることをうまく組み込んでいければ一番いいかと、鈴木（克）委員のお話を聞きながら考えているのです。

中ノ殿委員

私も、福祉のまちづくり推進会議に長年参加させていただいているのですが、やはり、一番最初に思ったことは、今、工藤委員や塩野谷委員などが思われたとおり、どちらかという市の方から与えられた課題という理解だったのです。私の場合は公募ではなかったですけども、公募の方は、特に札幌市をできるだけ自分たちの住みやすいまちに少しでもよくしていこうという物すごく高い意識を持って公募なさっていると思うのです。ですから、せっかく公募の皆さんが参加され、出席されるのですから、やはり、会長は、できるだけこの二つの中に分けられれば分けたいとおっしゃられたけれども、まずは、大体的内容は第1回目でおわかりになったと思うので、先ほど鈴木（克）委員がおっしゃられたように、せっかくですから問題点を出すということも必要ではないかと思うのです。

最初の段階は、市が中心だったまちづくりでした。それから、だんだん歴史を重ねるにつれて、市民がもっと物を言えるような推進会議になっていければいいのではないかと私も期待しつつ参加させていただいております。やはり、貴重なご意見が出てくると思うので、それは大切にしていかなければいけないのではないかと私は思います。

工藤委員

札幌市がワールドカフェをやっていますね。あの中で、札幌市の魅力はどこだとか、今、さっぼろ1000人ワールドカフェを開いて、それをまとめてホームページにも載っております。そうすると、札幌市はこういうところがいいのだと。例えば、僕は、今回、公募した中には、全国いろいろ旅行しても、札幌市はお年寄りや障がいのある方にすごく優しいまちだという印象を全国的に持たれば、観光客の入り込みもふえるし、そういった意味では、札幌のPRになりますね。そういうものも含めて、やはり福祉のまちづくりを大きな視点からやっていきたかったという気持ちがあるのです。

ですから、小さなものも拾いながら、もうちょっと大きなものとして、ほかとの関連で何かまちづくりができないか。個別のこれだけに絞り込んで、これはこれでいいと思うのですけれども、もう一つ何か大きな崇高な目標があってもいいのではないかと、私は参加させていただいたのです。

塩野谷委員

私も同意見です。

もし、できれば、この二つ以外に部会を入れてくれるのであれば、トータルして人づくり部会のような観点から何か吸収して、それこそ、札幌のまちづくりに貢献する形でもいいのかなと思います。

これ二つにがんじがらめに縛られなくても、もっと大きなもので、福祉のまちづくりという表題がすばらしいですね。福祉のまちづくりといたら、やはり市民がみんな平等に幸せな人生を送れるというものだと思うのです。そういう意味では、この二つに縛られなくても、もっと大きな人づくりから始めてもいいと思います。

大垣会長

人づくりというレベルで言えば、2番目の課題は完全に人づくりの話です。心のバリアフリーです。

塩野谷委員

ただ、これでいきますと、冊子等の作成の検討を行うと限定されていますね。

大垣会長

それは、先ほど議論が出ていますが、冊子をつくるのが最終目的ではないと理解していただいているのではないのでしょうか。そういう面で、もっとハードの話もあるのですが、それでも今取り組んでいる二つの中ではハードの方です。こっちはソフトの方の課題ですので、その中で一般市民がどういう形でこれから福祉に取り組んでいけばいいのかを考えようということではないかと思うのです。そのために、パンフレットは一つの啓発の材料ですので、そういうものを一つの目標にしたらいいいのではないかとというのが市の考え方です。

ですから、先ほど工藤委員も出されたように、マナーの問題も含めて福祉の問題をすべての市民がきちんと理解して、それに沿って行動しているかということ、そうではない側面が非常に多いです。ですから、その辺の理解を深めながら、啓発を深めながら、そういったまちづくりを進めていくことは非常に大事なことだと私自身も考えておりますので、その辺の議

論は2番目の部会の中心議題ではないかと思っています。違いますか。

鈴木(修)委員

そう思います。私は振り分けられると思います。

事務局(東館高齢福祉課長)

先ほどお話がございましたとおり、私どもは、最後に何をつくることを目的にしているのかということをはっきりお示ししなければ皆さんにも具体的にイメージが伝わらないかと思ひまして、パンフレットという形にしたのです。ただ、きょうのお話を伺ひまして、鈴木(克)委員からのお話もありまして、啓発や心のバリアフリーが大事だと今までも言われているものがなかなか進んでいかないので、それをどんな手法で、どんなアピールの仕方をしながら、今もお話があった人づくりの部分も含めて、どんなふうを考えていったらいいのか。当然、そこから入って行って、もしかすると最終的にはパンフレットではなくて全然違う手法で、違う形をとらないと心のバリアフリーはできないという結論になるのであれば、決して私どもはパンフレットをつくるということだけを目標にしているわけではありませんから、その結論が、パンフレットではなくて、こういう形のこういう取り組みをしないとだめではないかということが部会の最終の方向性になるのであれば、私どもとしては違うのです、パンフレットをつくりたいのですという意味ではありません。

今、会長からお話がありましたとおり、そういったところから入って行って、もしかすると時間がかかるかもしれません。結局、時間内にパンフレットをつくりましょうということが目的ではありませんので、そういった部分も含めて心のバリアフリーの部分では、今、工藤委員や塩野谷委員からお話があった部分も、入り口の部分から少し時間をかけて考えていく形で、大きなお話も含めてそういう形でやらせていただければなと思っていますところ。

大垣会長

そういう市の意見が出ましたけれども、いかがですか。

照井委員

公募で委員になられた方々の熱いお気持ちは、私も初めてやったときにはそういうふうには思っていました。道路の段差の問題とか、自転車の歩道のはみ出しとか、実際に見て回りました。先ほど、岸委員がおっしゃったとおり、見て歩いた結果の検証も必要ではないかと思ひます。そういう部分を抜きにして進めると、やはり意見をたくさん言いたい方々がいらっしやいますので、多分、同じような意見をお持ちだと思います。そういった部分を我々がフォローしながら、鈴木(修)委員なりがおっしゃったとおり、二つのテーマの中に大体入るのではないかという気がします。

また、塩野谷委員が言ったように、何回かしかない会議の場合であれば、事前に資料をいただければ、これ以外にこういうものがあるといいというものも出せますし、むだのない会議ができると思ひますので、そういう部分もご検討いただきたいです。

実は、心のバリアフリーという部分でいくと、先ほど澤田委員からお話が出ましたけれども、全国でタクシーは20万台あるのですが、一応、UDタクシーを1万9,000台、約9%入れようと思っています。

実は、日本交通という東京で老舗の会社が慶応病院にリフト付きのタクシーを1台入れたのです。それで、車いすの方を誘導して乗せようとしたのですが、ほとんど売り上げに響かなかったのです。聞いてみたら、我々は車いすだけども、移動するのもののトレーニングだと言われました。だから、自分で動いてタクシーのシートに座りたいという方もいらっしゃったということで、むしろ健常者の方が、リフト付きの広いものに乗りたいということで、実際には今のところはUDタクシーが活用されていません。

それよりは、業界として、例えば車いすの人が手を挙げそうになったときに、知らんぷりして素通りすることのないような業界にしていこうということでもありますので、ここで言う冊子がつくられたとすれば、それぞれの企業なり団体でどういったことができるかという宿題も含めて検討して少しずつよくしていかないと、10年やった結果、どこも変わっていませんということになります。その部分も、新たな委員の方々含めて、実りのある会議に持っていければいいなと思っています。

大垣会長

たくさんの方の積極的なご意見をありがとうございました。

二つの部会を設けてスタートするという点については、ハードの部分とソフトの部分になりますが、これからそれぞれのメンバーを決める作業もありますけれども、第1回のそれぞれの部会の中でどういう議論をするかという話をしっかりしてから進めていく必要があると思います。それで、特に2番目の方は非常に幅広いテーマですし、まだ具体的にどうこうすることが決まっている話ではありませんので、その中で人づくりも含めて福祉のまちづくり議論の中で、どういうテーマを決めて展開していくかは、それぞれの委員の方が意見を出されて展開できる可能性が十分ある課題だと思っていますので、その中で吸収していただきたいと思っています。

それから、1番目については、一応、前期にいろいろ四苦八苦しなながら一つのシステムを構築して、曲がりなりにも、昨年度から運用し、ある程度の成果も上がっていますし、まだ不十分なところもあるので、もう一期、きちんと議論して、不十分な部分は精度を高めながら、あるいは岸委員が言われたようにシステムそのものの検証も含めてやっていく必要があるのではないかと私自身は考えているのです。

今出た意見を踏まえながら、二つの部会で展開するという点でいかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

大垣会長

では、そういうことで二つの部会を進めさせていただきたいと思っています。

問題は、次のメンバーの選出の方法です。

事務局の方で考えはありますか。

事務局(木原福祉のまちづくり担当係長)

専門部会のメンバーについてですが、人数につきましては一つの部会で8名前後を想定しております。この推進会議は、学識経験者、事業者、団体、公募委員で構成されておりますので、それぞれから2名程度と考えております。実際の選出につきましては、会長、副会長

と相談の上、決めさせていただきたいと思います。

5名の公募委員の方の選出につきまして、事務局から案がございます。第6期の最終の全体会議でありました第4回推進会議において、何名かの公募委員の意見として、議論が物足りなかった、どこまで意見を言っていないかわからなかったなどの意見がありました。それらの意見を事務局でも真摯に受けとめさせていただきましたが、第6期推進会議は、部会が一つしか設置されなかったせいもあったのか、こういった意見をいただいたのは主に専門部会のメンバーではなく全体会議のみに参加していただいた公募委員からでした。そのため、第7期では、5人の公募委員の皆様には二つの専門部会のいずれかに所属していただこうと事務局としては考えております。

事務局の案は以上です。

大垣会長

先ほど9名と言いましたが、間違えました。公募委員の方は5名ですね。

事務局（木原福祉のまちづくり担当係長） 公募委員は5名です。

大垣会長

先ほど、いいかげんなことを言いました。済みません。

事務局（木原福祉のまちづくり担当係長）

新任の方が9名です。

大垣会長

新任の方が9名で、公募委員が5名ですね。わかりました。

今、事務局から、人数の割り振りも含めて、8名程度で二つの部会を運営したい、少なくとも公募委員の方はどちらかに加わっていただいて議論に参加していただくという事務局案ですが、ご意見はいかがでしょうか。

遠藤委員

今まで、皆さんの意見を聞いて、私は声を出せない状態だったのですが、公募委員としては、専門部会でなければ皆さんの活発な意見の中で手を挙げるチャンスがなかなかないので、ぜひ専門部会の方に入りたいと思いますので、よろしくお願いします。

木下委員

今の人数から言うと全員が入るわけではないので、やはり全員がどちらかの専門部会に入るようにした方がいいのではないかと思ったのです。

鈴木（修）委員

8人とか9人とか人数を決めなければならないものですか。

事務局（木原福祉のまちづくり担当係長）

そういうものではないのですが、やはり、第1期から四つのジャンルから2人ずつで8名でやってまいった経緯がございます。余り人数が多いと部会としても意見を言いにくい場合もあるかと思うので、ある程度の大きさというか、規模を考えて、8名になっているということでございます。

事務局（東館高齢福祉課長）

一般的に、何か協議をする形で報告して、それに対してご意見をいただいて協議という形の会議は、もっと大きな規模もございます。部会の中で、本当に皆さんがお持ちになっていられるご意見をおっしゃっていただいて、委員の皆さん同士でも意見を交換していただきながら、どういうふうにしていったらいいのか 本当の議論をしていただくとすると、通常、ワークショップの場合もそうですが。規模として成り立つのは大体8名ぐらいまでです。余り多くなってしまうと、やはり発言する時間がとれないとか、一方通行で言って終わりという形になりがちです。8名ぐらいまでのグループがある程度有効に機能する規模と言われております。

ですから、部会については、今申し上げたように皆さんで話し合いをしていただきながら、何か新しい方向性を考えていただくことが目的かと思えます。そういう意味で、8名ぐらいというお話をさせていただいているところでございます。それが9名になっても構わないと思っています。

大垣会長

8名ぐらいというのは、進める上での話だと思っていました。今、いろいろな方から意見が出ましたように、できるだけこの会議に参加していただいて意見を反映していただくという意味では、できれば全員がどちらかに所属するということですね。

今、副会長とお話をしたのですけれども、ちょっと多いのです。ただ、常に全員が参加できるわけではありませんで、きょうも2名の方がご都合で欠席されています。でも、私が抜けると22名ですから、ちょうど半分で割ると11名ずつです。まとまるにはもう少し少ない方がいいのですけれども、その辺を委員の方に了解していただいて、非常にスムーズに議論が進むように積極的に、建設的に進めることを前提にしたら、11名でも行けるのではないかと思います。去年、部会長をやっていた松川委員、11名だと多いですか。

松川委員

やはり、少ない方が議論をしやすいのは確かだと思います。前回の委員会でもそうですし、きょうの話聞いても、ここで何を優先しなければいけないかは、やはりみんなが参加できる状況をつくることだと思います。そういう意味では、全員がどちらかの部会に入るという方向で進めるべきではないかと私も思います。

高津委員

前期から委員にさせていただいたのですが、前期は部会が一つしかなくて、私は全体会議だけの参加でしたので、実際に2年間、自分は何ができたかというのは、本当に参加して意見を聞いて終わりだったという感じでした。今回、部会が二つできたことで、自分も何かにかかわれるのかなと思っていました。しかし、また全員が参加できないというのであれば、前年度と同じようになってしまうと思います。最後の意見にあったとおり、結局、部会に入らないと話し合いにも参加できなかったし、意見を言う場もなかったと思います。ですから、できれば、参加できるのであれば希望者がみんな参加できるような形にさせていただいた方が活性化されると思いました。



大垣会長

今のご意見もそうですが、前回の最後に、部会に入りたかったという意見が何人かから出されました。前回は一つしか部会がありませんでしたが、今回は二つですので、先ほどの予定より1人、2人多くなるかもしれませんが、決して不可能な数ではないので、全員どちらかに入るといって事務局もよろしいですか。

事務局（堀澤保健福祉部長）

はい。

大垣会長

それでは、そういう形にさせていただきたいと思います。

ただ、ここで全部を決めるのは難しいものですから、会長と副会長と事務局長で割り振りをしたいと思いますが、その前に、私はぜひこっちの方の部会にというご希望がありましたら、今出しておいていただきたいと思います。バランス調整もあるかと思いますが、もし今はっきりこっちというものがありましたら、お出してください。

鈴木（修）委員

心のバリアフリー部会がいいです。

塩野谷委員

私も、2番の心のバリアフリー部会がいいです。

工藤委員

私も、心のバリアフリー部会がいいです。

竹川委員

私は、逆に、ぜひ施設の見学をしたいので、優しさと思いやりのバリアフリー部会に入りたいと思っています。

遠藤委員

私も心のバリアフリー部会がいいです。

事務局（木原福祉のまちづくり担当係長）

竹川委員が優しさと思いやりのバリアフリー部会で、あとの4名の委員は心バリアフリー部会を希望だと伺いました。

大垣会長

あとの委員の方は、これまでの経緯もありますので、こちら側で割り振らせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

そういうことでよろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

大垣会長

それでは、専門委員会のメンバーの選出につきましては、そういうことで会長の私と副会長の浅香委員と事務局長と、今出されたご希望に沿って後日決めてご連絡差し上げたいと思いますので、よろしく願います。

あと、今後のスケジュール等がありますか。

事務局（木原福祉のまちづくり担当係長）

今後の推進会議の全体会議と専門部会の開催スケジュールについては、全体会議と二つの専門部会はそれぞれ年に一、二回程度の開催を考えております。

まず、二つの部会の開催についてです。

仮称になりますけれども、優しさと思いやりのバリアフリー部会の開催につきましては、バリアフリーチェックを実施した後になると思います。平成23年度に実施したバリアフリーチェックのうち、狸小路については設計段階で実施したところですが、所管部局の建設局道路課では新年度に入ってからすぐに施工に入るということで、その施工前の2月末から3月中旬ごろに2度目のバリアフリーチェックを実施したいという希望が出ております。そのため、部会は、バリアフリーチェック実施後となりますので、新年度に入ってから間もなく開催することになると思います。部会の委員の皆様には、第1回部会開催の前に、まず、バリアフリーチェックへの参加が先行することになると思いますので、よろしく願いいたします。

もう一つの仮称、心のバリアフリー部会の第1回の開催につきましても、来年度の早い時期を考えております。したがって、第1回の全体会議は、二つの部会の第1回会議が開催された以後に、その報告を受ける形で開催されることになるかと思っておりますので、来年度の上半期中には開催できると思っております。

今後の全体会議、専門部会の開催スケジュールについては以上です。

大垣会長

ありがとうございました。

堤委員

今の設計の段階でのチェックは、去年もある委員から聞かされたのですが、専門家であれば設計図を見ればすぐわかるけれども、いわゆる素人が設計図を見て判断するのは相当な技術を必要とします。やはり、ある程度、建物が進行した状態の中でチェックしていくのであれば十分に意見も出せるということですので、参考にさせていただきたいと思っております。

大垣会長

それは、チェックシステムを議論している段階でも出ております。図面で評価するのは、専門家は別ですが、困難ではないかという意見は出ておりますので、その辺は配慮して進めていく必要があるかと思っております。

スケジュールにつきましては、できるだけ早い時期に第1回目の部会を開きたいと思っております。準備もございましたので事務局の方から追って連絡をさせていただきますが、特に第2の部会につきましては、具体的にどういう課題があって、それをどう整理していくかということがありますので、部長さんと相談しながら決めていきたいと思っております。できるだけ、第2の部会の方に入られた委員には、こういうテーマでこんな形に展開していったらいいのではないかという考えをぜひ持たれた上で、第1回目の部会に参加していただきたいと思っております。

きょうは、2時間ということで4時ぐらいまでと考えておりましたが、部会の持ち方等に

つきまして各委員の方から非常に積極的なご意見をちょうだいしましたので、時間が超過いたしました。しかし、非常に建設的といえますか、それぞれ積極的にご意見をいただきましたので、今後のこの協議会のあり方についても少し前進して、これからの議論が期待できるのではないかと思います。今後とも、積極的に参加していただくようお願いしたいと思います。

非常に長時間の議論をありがとうございました。

塩野谷委員

専門部会のあるときも、資料があるのであれば、事前に送っていただくことをお願いしたいと思います。

大垣会長

先ほど出ましたので、可能な限り送るようにしたいと思います。

塩野谷委員

よろしく申し上げます。

### 3. 閉 会

事務局（東館高齢福祉課長）

これで、きょうの会議を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

以 上